

令和7年度鹿屋市年間監査計画

鹿屋市監査委員監査基準第15条第2項及び第3項に規定する年間監査計画を次のとおりとする。

1 当年度の監査目標

本市においては「鹿屋市役所スマート化計画」及び「鹿屋市DX推進計画」に基づき、行財政事務に係る電子化やペーパーレス化に伴う事務の効率化を進めており、監査においてもこれまでの関係書類に加えて電子データの確認をさらに拡張して行い、事務処理が法令等に基づき適正に執行され、合理的かつ効率的であるかを視点において監査等を実施する。

また、監査結果における各課等共通の指摘内容については、全庁的に共有できるよう引き続き関係課に指導し、改善を求めるものとする。

2 監査の種類、対象

(1) 財務監査

ア 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているか毎年度監査する。

定期監査は、実施を1期、2期、3期に区分して行い、実施計画はその期別に策定する。

	実施対象		実施（予定）時期
	部等	年度	
1期	農林商工部 建設部	令和6年度	4月～5月
2期	上下水道部 輝北総合支所 串良総合支所 吾平総合支所 教育委員会事務局 (小学校・中学校を除く教育機関を含む) 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 小学校・中学校 ※別表（学校監査計画表）	令和7年度	10月～11月
3期	市長公室 総務部 保健福祉部 市民生活部 出納室 監査委員事務局 公平委員会事務局	令和7年度	1月～2月

イ 隨時監査　監査委員が必要と認めるときは、定期監査に準じて監査する。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか毎年度監査する。

実施対象、実施（予定）時期、実施体制及び実施方法は、定期監査に併せて監査する。

(3) 財政援助団体等に対する監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

実施対象	実施（予定）時期
令和5年度分・令和6年度分 (必要に応じ令和7年度分)	10月

(4) 例月出納検査

会計管理者、水道事業管理者及び下水道事業管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

実施対象	実施（予定）時期
一般会計、特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	毎月 (おおむね25日)

(5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

実施対象	実施（予定）時期
水道事業会計 令和6年度分 下水道事業会計 令和6年度分	6月
一般会計 令和6年度分 特別会計 令和6年度分	7月

(6) 基金の運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が、確実かつ効率的に行われているか審査する。

実施対象	実施（予定）時期
令和6年度分	5月

(7) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

実施対象	実施（予定）時期
令和6年度分	8月

(8) その他の監査

(1)から(7)に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求又は要求があったとき、若しくは監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく下記の監査を実施する。

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 公金の収納又は支払事務に関する監査
- オ 住民監査請求に基づく監査
- カ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

実 施 対 象	実施（予定）時期
請求もしくは要求に基づく	随 時

3 年間スケジュール

別紙のとおり

4 担当（実施体制）

監査等については、鹿屋市監査委員監査実務第7条の2第6号の規定に基づき、それぞれに担当者及び品質管理担当者を置くものとする。

関係条例等＜抜粋＞

鹿屋市監査委員監査実務

(年間監査計画の記載事項)

第6条 年間監査計画の策定にあたっては、以下の項目を記載する。

- (1) 当年度の監査目標
- (2) 監査等の種類、対象
- (3) スケジュール
- (4) 担当（実施体制）
- (5) その他

（実施計画の策定）

第7条 年間監査計画に記載された監査等の種類ごとに、より詳細な実施計画を策定する。

（実施計画の記載事項）

第7条の2 実施計画には、以下の項目を記載する。

- (1) 監査の対象及び選定理由
- (2) 監査等の目的と範囲
- (3) 重要リスク及び監査の着眼点
- (4) 実施する監査等の手続の内容
- (5) 監査等の主要な日程
- (6) 担当者及び品質管理担当者名
- (7) 過去の指摘事項及び措置状況
- (8) その他

鹿屋市監査委員監査基準

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第15条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるよう、監査等の計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定期間
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

(別表)

学校監査計画表（4か年分）

学校名	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	鹿屋小学校			○	
	寿小学校			○	
	寿北小学校	○			○
	笠野原小学校		○		
	祓川小学校		○		
	東原小学校	○			○
	西原小学校		○		
	西原台小学校		○		
	野里小学校	○			○
	田崎小学校			○	
	大姶良小学校		○		
	西俣小学校			○	
	南小学校			○	
	花岡学園(小学校)		○		
	大黒小学校	○			○
	高隈小学校		○		
	輝北小学校			○	
	串良小学校			○	
	細山田小学校			○	
	上小原小学校	○			○
	吾平小学校	○			○
	下名小学校	○			○
	鶴峰小学校	○			○
中学校	鹿屋中学校		○		
	鹿屋東中学校	○			○
	第一鹿屋中学校	○			○
	田崎中学校			○	
	大姶良中学校		○		
	花岡学園(中学校)		○		
	高隈中学校		○		
	輝北中学校			○	
	串良中学校			○	
	細山田中学校			○	
計		12	11	12	12

※ 学校監査は、2班体制で午前・午後1校ずつ実施する。

(別紙) 年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	1期	事前監査 報告 現地調査含む	講評	報告(公表) 措置状況締切								次年度 実施計画 実施通知 資料請求	次年度 資料締切
	対象部等						農林商工部、建設部						
	2期					実施計画 実施通知 資料請求	資料締切	事前監査 報告 現地調査含む	講評	報告(公表) 措置状況締切			
	対象部等					上下水道部、各総合支所、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局							
	3期	前年度分 報告(公表) 前年度分 措置状況締切						実施計画 実施通知 資料請求	資料締切	事前監査 報告 現地調査含む	講評		
対象部等													
財政援助団体等監査													
例月出納検査	例月出納検査	3月分	4月分 2年度分	5月分 2年度分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
	報告	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
	是正事項締切	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
決算審査等	基 金	資料締切 事前審査 ヒアリング	講評	意見書提出								実施計画	実施通知 資料請求
	水道事業会計 下水道事業会計	棚卸実地検査 実施通知 資料請求	資料締切 事前審査	ヒアリング	講評 意見書提出								実施計画
	一般・特別会計		実施通知 資料請求	資料締切 事前審査	ヒアリング	講評 意見書提出							実施計画
	健全化判断比率等			実施通知 資料請求	資料締切 事前審査	ヒアリング 意見書提出							実施計画
各種研修会等		県各市監査委員会定期総会 (指宿市)	九州各市監査委員会定期総会及び 事務局長会 (唐津市)			全国都市監査委員会総会 (長崎市)	事務局職員研修会 (奄美市)						
備 考							西日本都市監査事務研修会 (宮崎市)					次年度 実施方針 年間監査計画 例月出納検査実施計画	

※ 年間計画の詳細は、別添の「定期監査等年間計画予定表」を参照